破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３８号
山形県鶴岡市西荒屋字川原田100番地
破産者　佐久間寅治
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５２３号
大阪府岸和田市作才町1271番地、前住所大阪府和泉市鶴山台３丁目９番16―504号
破産者　小笠原隆之
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
札幌市西区八軒６条西３丁目１番５号
破産者　大西　裕子
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
埼玉県熊谷市大原２丁目８番７号
破産者　石川　典子（旧姓戸井田・長谷部）
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１６１号
川崎市川崎区中瀬３―23―２　スペース欅306、開始決定時の住所川崎市川崎区池上新町１―10―３、（住民票上の住所）群馬県佐波郡玉村町大字上之手2260番地11
破産者　田代　　幹
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９６４号
名古屋市港区港陽３丁目６番20号
破産者　永田　正之
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字冨士35番地１　グランドール冨士202
破産者　古井戸和久
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁446番地４
破産者　西山　忠彦
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１０２号
高知県吾川郡いの町清水下分492番地１
破産者　西内　千代
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９７号
熊本県菊池郡大津町大字新332番地２
破産者　花岡　道治
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４８号
静岡県浜松市南区若林町447番地の２　パークサイド中村Ⅰ　101号室、前住所静岡県浜松市西区馬郡町2161番地
破産者　鈴木　俊和
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９４９号
京都府宇治市木幡御園20番地の173、開始決定時の住所京都府宇治市木幡平尾28番地の886
破産者　小川　勝己
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
京都市伏見区両替町11丁目233番地１　セブンハイツ303号、前住所京都市中京区壬生天池町27番地３　足立ハイツ壬生203号
破産者　大瀬良　隆
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８８号
山口県宇部市南小羽山町２丁目７番９号、従前の住所山口県宇部市北小羽山町２丁目１番２―303号第２雇用促進住宅
破産者　藤川　奉久
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１０号
佐賀市大財６丁目１番１号　サーパス大財第２・705号、開始決定時の住所福岡県大川市大字北古賀15番地１
破産者　松岡　伸也
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１３７６号
大阪市城東区永田３丁目１番５―410号
破産者　久保田ニットこと　久保田早苗
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月26日午後２時30分
平成28年10月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５６号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目18番19号
破産者　平野　雅義
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月８日午後２時
平成28年10月５日
大阪地方裁判所第６民事部